

平成 23 年 8 月

## 災害発生時の非常無線通信マニュアル

横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部

横浜市では**震度 5（強）**以上の地震や大規模な災害が発生し、公共通信が著しく困難な状況になった時、または非常通信の要請を受けた時、地域防災拠点（旭区内 37 拠点）が開設される。

これに伴い、拠点は非常通信が可能となるよう無線機材の設営を行い、被災状況により下記手順で行動すること。

### 【非常通信について】電波法 第 52 条 4 号

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保又は秩序の維持のために行なわれる無線通信をいう。以下「非常通信」という。

### 【運用要請】

横浜市長または旭区長（地区本部長）から非常通信の要請があった場合、旭区災害非常無線通信網の運営に関する協定に基づき、これを運用する。

### 【運用方法】

- 1 要請を受けた場合、各ブロックの会員は防災拠点運営委委員会担当者と連絡を密にし、迅速且つ的確な通信を行なう。
- 2 交信は「非常」「非常」「非常」を前置し、通話は明確に要領よく行なう。通話の最後にも「非常」を付け加える。
- 3 旭区が主として使用する周波数は 438.08MHz（± 20KHz）、サブとして 145.08MHz（± 20KHz）とする。（会員は可能な限り傍受を心がける）ただし、混信等通信に支障がある場合は統制局（地区本部：J R 1 Y W K）の指示により周波数を変更する場合がある。
- 4 統制局（J R 1 Y W K）は各防災拠点に対して通信統制を行い、協定第 4 条に従い、防災拠点の開局状況を把握するとともに通話試験を実施する。
- 5 防災拠点及び移動局相互間の通信は、行ってはならない。ただし、緊急の場合や統制局の許可を受けた場合はこの限りではない。
- 6 防災拠点の呼出符号は社団局のコールサインとする。ただし、非社団局の拠点や移動局からの運用はこの限りではない。
- 7 統制局（J R 1 Y W K）が開局するまでの間、他局が統制を行なう場合がある。

- 8 拠点及び移動局相互の交信に使用する周波数は144MHz帯とし、主として、145.08MHz(±20KHz)を使用する。混信等通信に支障がある場合は統制局(地区本部：JR1YWK)の指示により周波数を変更する場合がある。
- 9 無線機が2波同時受信可能な場合は、常に受信状態にし、他拠点や移動局からの周辺情報を把握する。

#### 【通信内容】

- 1 防災拠点運営委員および防災関係機関から収集した被害者情報等
- 2 被災場所から収集した情報等(非会員も含む)
- 3 その他、必要事項等

#### 【活動の心得】

- 1 各会員は、本人及び家族の安全確保を優先し、自宅や周辺の安全を確認し、家族に連切な行動をとるように指示した後、自分の可能な活動範囲や内容を判断し、決して無理な行動・運用をしない。
- 2 要請の解除連絡や非常通信が行われなかった時は、統制局の指示に従って運用する。
- 3 非常通信を行なった場合は、電波法第80条により報告義務があるため、交信内容を別添様式に記載しておく。

#### 【その他(無線機材の移動)】

- 1 防災備蓄倉庫の無線機材は、区の財産であることから地域防災拠点内で使用するものとし、諸事情によって地域防災拠点外(連合自治会内)で使用する場合は、別に定める様式により事前に書面を支部長に提出をし、承諾を得る。(書面の提出はメールでも可)
- 2 災害時の移動などで事前に承諾を得ることが困難な場合は、返却後、速やかに書面をもって支部長に報告をする。
- 3 移動運用を行なう場合は周囲の状況等を把握し、安全対策を取ると共に事故等を起さないよう配慮する。

以上